発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

日田郡森林組合

令和6年7月1日作成

第１ 目的

本実施要領は、日田郡森林組合（以下「当団体」という）が令和６年７月 １日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第２ 本実施要領に基づく認定の対象

１ 林野庁が平成２４年６月１８日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

２ 本認定の対象者は、原則、日田市内並びに玖珠郡に住居又は事業所を置く森林所有者、素材生産業者、原木市場、チップ加工業者とする。

第３ 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

１ 認定を受けようとする事業者は、別記１で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「事業者認定申請書」という。）を、様式１で定める認定手数料とともに、当団体に提出しなければならない。

２ 事業者認定申請書は、毎年３月と９月の２回の受付とする。

３ 前項の認定手数料は、認定されなかった場合は返納される。

第４ 審査及びその結果の通知

１ 当団体は、本実施要領に基づく事業者認定のため、審査委員会を設けるものとする。

２ 審査委員会は、提出された「事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第５「事業者の認定要件」及び林野庁が示したガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査（必要がある場合は現地調査等を含む。）を実施し、認定の可否を決定するものとする。ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。

３ 当団体は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第５ 事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（分別管理）

① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分　　　　　　別して保管することが可能な場所を有していること。

② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマ

ス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマ

スとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方

法が定められていること。

（帳票管理）

③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出

荷及び在庫 に関する情報が管理簿等により把握できること。

④ 関係書類（証明書を含む。）を５年間保存すること。

（責任者の選任）

⑤ 本取組の責任者が１名以上選任されていること。

（GHG 関連情報の管理等）

⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う

場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方 法が定められていること。

第６ 事業者認定書の交付及び公表

１ 当団体は、認定事業者に対して、【別記２】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関 連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を公表するものとする。

２ 事業者認定書の有効期間は認定の日から３年とする。

第７ 証明事項の記載

１　認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

２ 別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記３】とする。

第８ 取扱実績報告及び公表

１ 認定事業者は、【別記４】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は 一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年４月末までに、団体へ報告する。

２ 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第９ 立入検査

当団体は、毎年５月～６月に認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど当団体に 協力しなければならない。 又、立入検査終了後当団体より請求があった場合、様式１で定める立入検査手数料を支払うものとする。

第10 認定事業者の取消し

１ 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を当団体のホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。

② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。

③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

２ 当団体は、認定を取り消したときは、【別記５】で定める「認定取消通知書」 を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 認定の更新

１　認定の更新を希望する認定事業者は、有効期間の満了する１ヶ月前まで　に、【別記１ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を様式１で定める認定更新手数料とともに、当団体に提出しなければならない。

２　認定更新申請の審査及びその結果の通知については、本実施要領「第４審査及びその結果の通知」に準じて行うものとする。

３　前項の認定更新手数料は、認定更新がなされなかった場合は返納される。

附則 本実施要領は、令和６年７月１日から施行する。